香川県 『電子契約』事業者向け説明会

主催:香川県

運営:弁護士ドットコム(株)



本日のプログラム

- 1. ご挨拶(香川県出納局会計課長)
- 2. 電子契約サービス「クラウドサイン」について
- 3. 香川県からのお知らせ
- 4. 質疑応答とアンケート



ご挨拶 (香川県出納局会計課長)

電子契約の導入について

- ◇香川県では、事業者の利便性の向上と県の事務の効率化を図るため、 令和6年1月より電子契約を導入します。
 - ■電子契約は、紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイルの内容を確認し、 同意することで契約を締結するものです。
 - インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、パソコンはもちろん スマートフォンからも利用可能です。

メリット

- 1事務の効率化やコストの削減!
 - ▶契約書の郵送や持参、押印等を行う必要がなくなることから、事務の効率化やコスト削減が期待できます。
- ②収入印紙不要!
 - ▶印紙税は文書に対して課されるものですが、電子契約では電磁的記録のやり取りになるため 課税対象とはなりません。契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、印紙代が不要となります。



電子契約サービス「クラウドサイン」について



- 目次 1. 電子契約サービス「クラウドサイン」とは
 - 2. 電子契約の概要とメリット
 - 3. クラウドサインでの契約締結方法4. よくある質問



弁護士ドットコム

会社名 弁護士ドットコム株式会社(英文表記:bengo4.com,Inc.)

所在地 〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階

設立 2005年7月4日

資本金 439百万円(2022年3月現在)

上場市場 東京証券取引所グロース市場 [証券コード:6027]2014年12月11日上場



元榮 太一郎

横大地

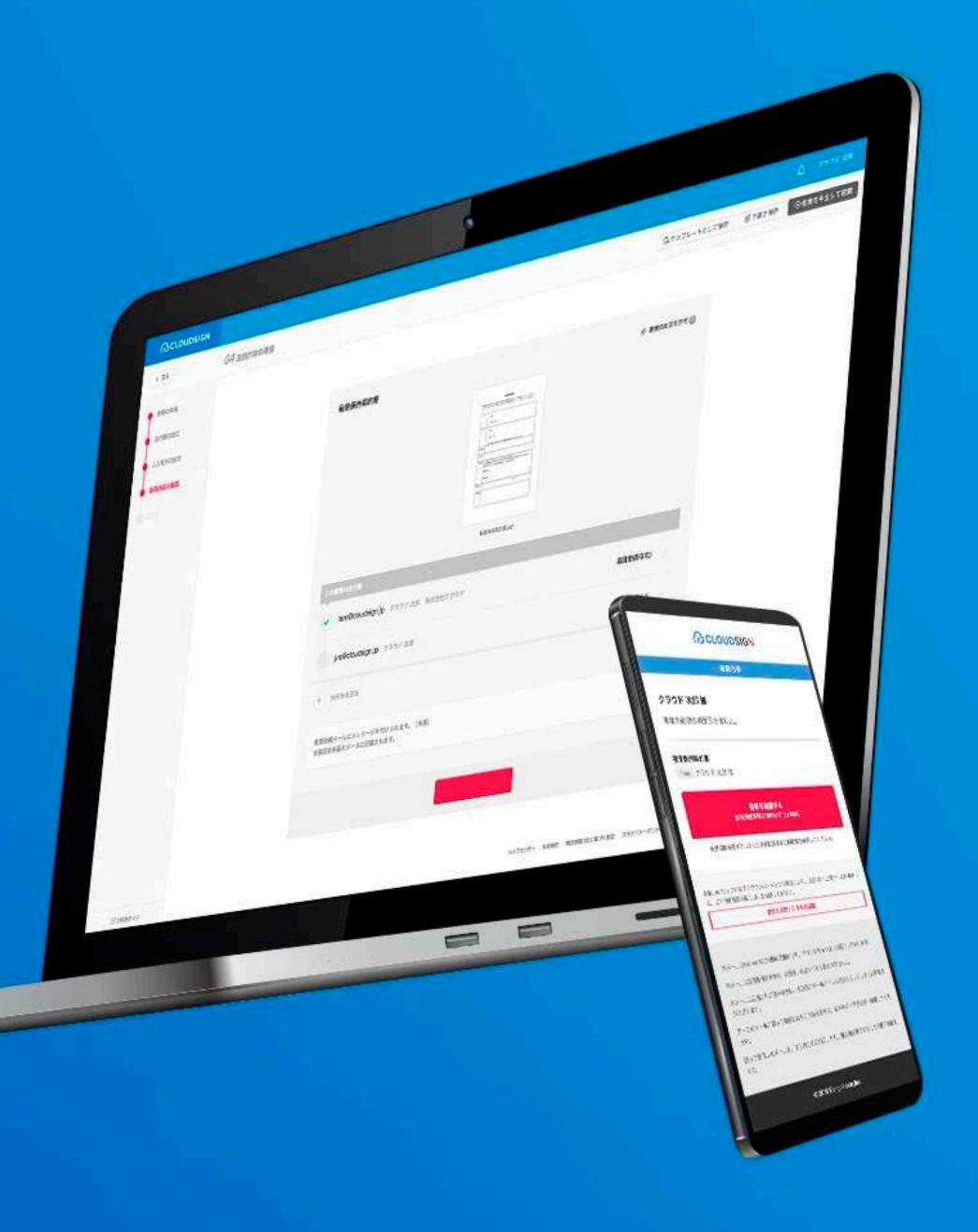
弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。 弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、 法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。



紙とハンコの課題を解決する 電子契約サービス

CLOUDSIGN





国内電子契約市場を牽引

日本の電子契約市場の立ち上がりを支え、**政府へのIT化戦略のご提言**を始めとし、 電子契約の普及とともに、事業を成長させてきました。



政府へのIT化戦略のご提言



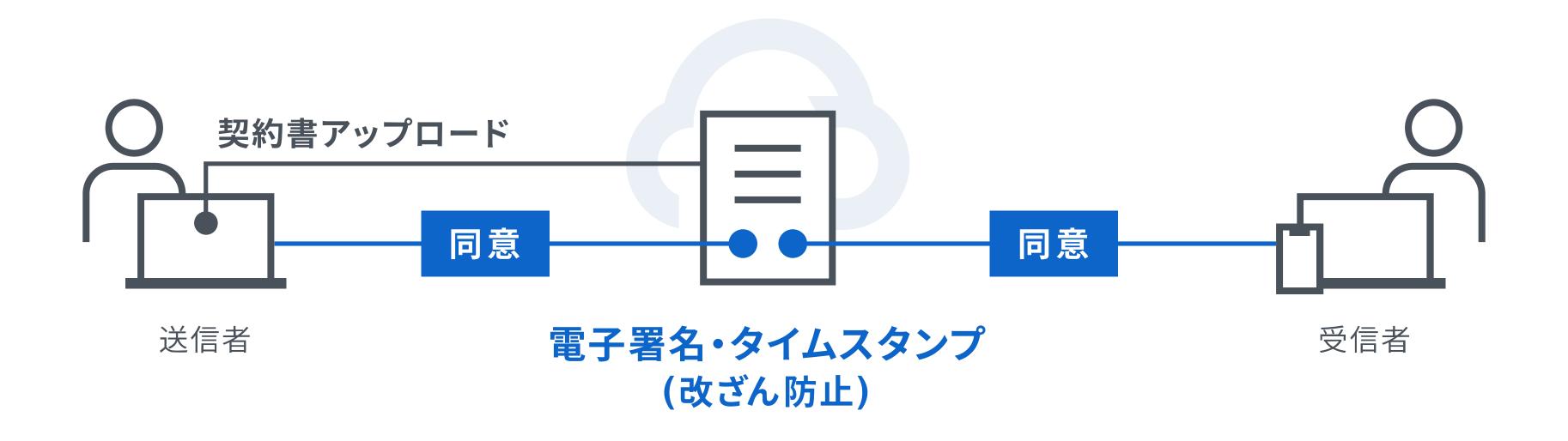
クラウド型電子署名サービス協議会の設立



電子契約サービス「クラウドサイン」とは



インターネット上で 契約締結**から契約書管理まで可能**なサービス



クラウドサイン導入企業(一部抜粋)



12





シェアNo.1の電子契約サービス「クラウドサイン」





※1:株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2022年版」(電子契約ツール、2021年度実績)

※2:株式会社マクロミル(委託調査)、電子契約サービスを利用している20~59歳の男女1,035名を対象にインターネット調査を実施(調査期間:2022年12月20日~12月21日)

※3:電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるアンケート調査(2022年6月時点)

※4: 国内主要電子契約サービス提供5社がHP等で公表する導入自治体数を自社で比較。2023年1月31日時点調べ。



クラウドサインは自治体シェアもNo.1** 100自治体以上に導入

クラウドサイン導入自治体 (一部抜粋)

関東地方

- **東京都** (2022.4~)
- 埼玉県 (2022.4~) 全庁試験導入
- 茨城県 (2021.5~) 国内初の都道府県における 電子契約導入例
- **東京都港区** (2023.4~)
- **東京都新宿区** (2023.4~)
- **東京都目黒区** (2023.4~)
- **東京都荒川区** (2023.4~)
- **東京都練馬区** (2023.4~)
- 茨城県つくば市 (2022.4~)
- **茨城県水戸市** (2022.12~)
- **千葉県浦安市** (2022.4~)
- **埼玉県坂戸市** (2022.9~)

北海道・東北地方

- **青森県** (2022.11~)
- 秋田県 (2022.10∼)
- 北海道ニセコ町 (2023.1~)
- **山形県米沢市** (2023.3~)

中部・北陸地方

- **富山県** (2022.10~)
- 長野県 (2022.8~)
- **静岡県浜松市** (2022.11~)
- 長野県高森町 (2022.3~)

近畿地方

- **奈良県生駒市** (2022.1~)
- **大阪府枚方市** (2022.10~)

中国・四国地方

- 高知県 (2022.5~)
- **高知県香南市** (2023.1~)
- 鳥取県米子市 (2023.2~)
- **島根県海士町** (2022.10~)
- **山口県山口市** (2023.2~)
- **徳島県北島町** (2023.4~)



※1:全国の自治体が公開している公募、入札、プロポーザル情報を自社で比較。2023年1月31日時点調べ。

※2: 国内主要電子契約サービス提供5社がHP等で公表する導入自治体数を自社で比較。2023年1月31日時点調べ。





電子署名法

クラウドサインは電子署名法2条1項と同法3条 に準拠する仕様を標準仕様としており、契約の 真正性における推定項を得やすいサービスでご ざいます。



電子帳簿保存法

弁護士監修の機能開発で電子帳簿保存法に準拠「認定タイムスタンプ」を採用し、法的に安心してご利用いただけます。現行の法令への対応だけでなく、これからの電子契約自体の普及に向けて、積極的に活動を行っております。



2021年2月5日

総務省・法務省・経済産業省・財務省よりクラウドサインが日本初、 電子署名法第2条第1項に定める「電子署名」に該当すると回答。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A

サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関して、 電子署名法上の位置付けを明確にするため、Q&Aを作成いたしました。

- 電子署名法第2条関係Q&A(令和2年7月17日) [PDF:221KB]
- 電子署名法第3条関係Q&A(令和2年9月4日) [PDF:162KB]

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づく回答について

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり回答しましたので、お知らせします。

回答日	事業者名	回答等
令和3年2月5日	弁護士ドットコム株式会社	照会書【PDF】 回答書【PDF】

■ 民事局フロントページへ戻る



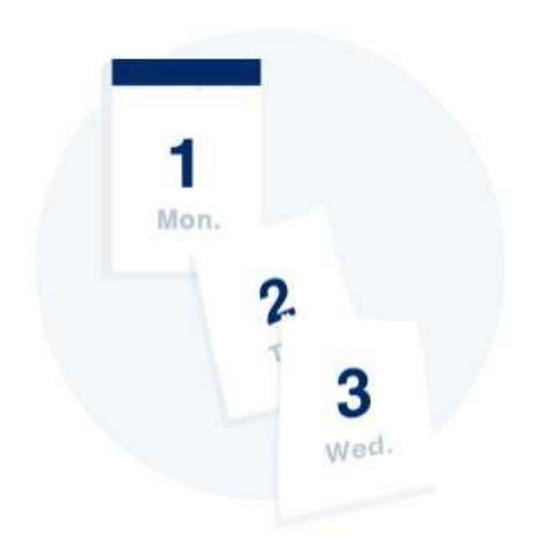
電子契約の概要とメリット



紙契約が引き起こす課題

製本や郵送の準備に 手間がかかる…

押印のために出社をしなければならない



業務スピードの低下

契約締結までに 1週間以上必要

過去に締結した 契約書の確認に 時間がかかる



紙契約が引き起こす課題

人件費

郵送費



膨れる間接コスト

印紙代

保管費



契約締結のスピードアップ&業務効率化



コストの削減



印紙税が発生しないことによるコスト削減

▼参議院議員櫻井充君提出印紙税に関する質問に対する答弁書(5の一部を抜粋)

事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで 専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作 成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文 書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成さ れたものについて課税されないこととなるのは御指摘のと おりである



いつでもどこでも契約締結が可能に









クラウドサインのアカウントを保有すると 契約書のデータはすべてインターネット上に集約



契約書の捜索が一瞬に

- **分失などのリスク軽減**
- 契約書の期限管理も可能に

クラウドサインでの保存は電子帳簿保存法に対応しています

電子帳簿保存法に必要な要件

クラウドサインでの対応状況

保存義務

クラウドサインのアカウントを保有している間、お客様の書類を クラウド上に保存いたします

真実性の確保

認定タイムスタンプを施し、かつ記録事項について訂正または削 除を行うことができない形式で保存します

関係書類の備付け

システム関係書類については、「クラウドサインご利用ガイド」 をご用意しています。

見読可能性の確保

クラウドサインで締結し保存された書類は、ディスプレイの画面、プリンタで印刷する書面に速やかに出力することが可能です

検索機能の確保

クラウドサインに「書類情報」として、**要件に該当する記録項目を入力いただくことで**、検索条件を設定することが可能です



クラウドサインでの契約締結方法

事業者側 担当者に確認依頼メール

同意

事業者側 最終確認者に確認依頼メール

同意

香川県に確認依頼メール

同意

双方に合意締結完了メール

操作方法(受信側)①メール受信



事業者様にクラウドサインで契約書が送信されると 皆さまには**クラウドサインからメール**で確認依頼が届きます

香川県(香川県○○課・電子契約様)から「デモ用_秘密保持契約書」の確認依頼が届いています



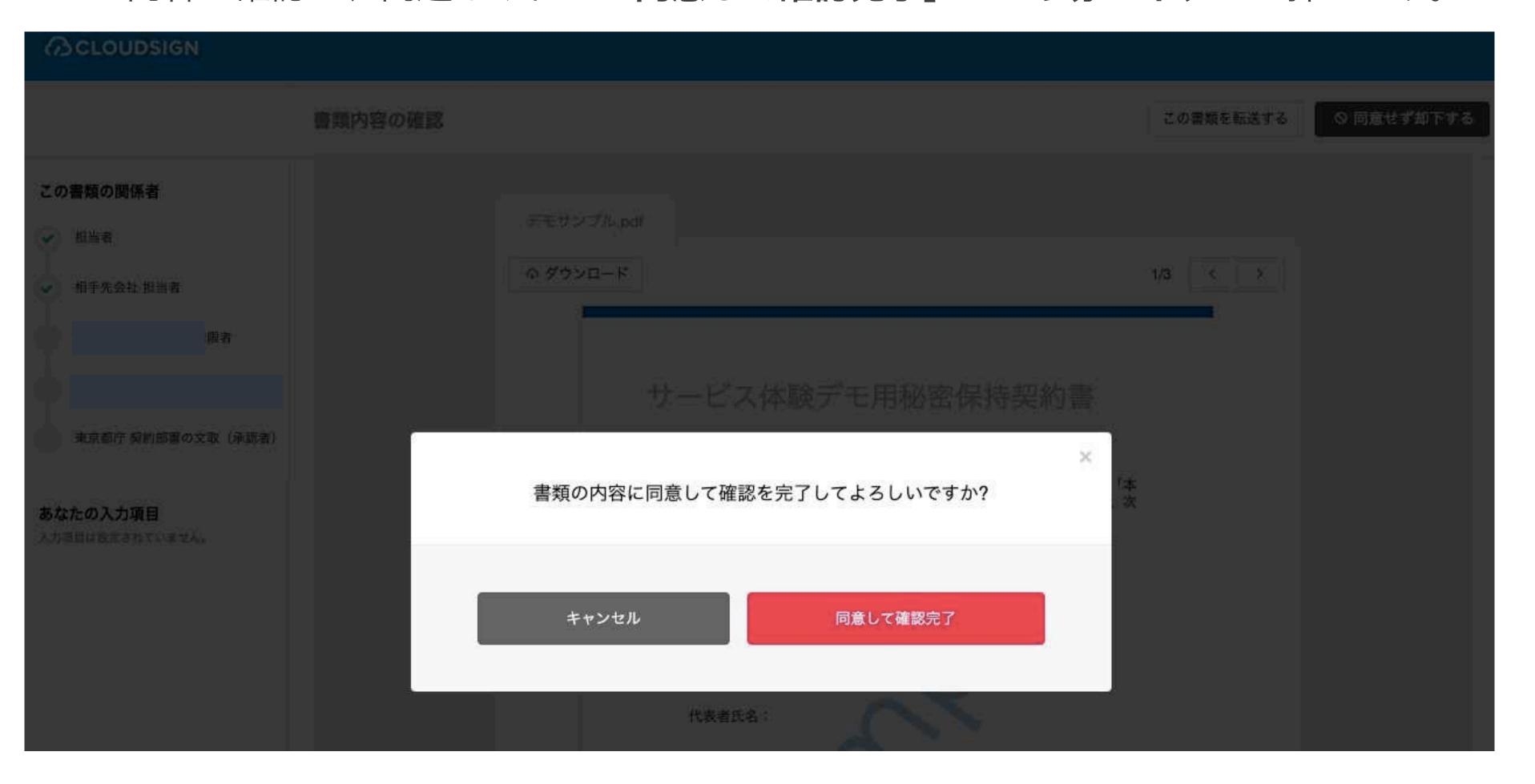
操作方法(受信側)②内容確認・同意

ブラウザ上で契約書の内容を確認します。 この時、左側には書類の確認フローが表示されています。



操作方法 (受信側) ③ 内容確認・同意

内容を確認し、問題なければ**「同意して確認完了」という赤いボタン**を押します。





電子署名が付与済みのPDFファイルの契約書が添付されたメールが届く





契約書ファイルが6MB以上の場合は、メールに添付されないため、メール内のURLからアクセスして契約書をダウンロードしてください。メール内のURLは10日間のみ有効です。



締結完了 [共有] - 薫付されていません

クラウド 花子様

書類の合意締結が完了しました。

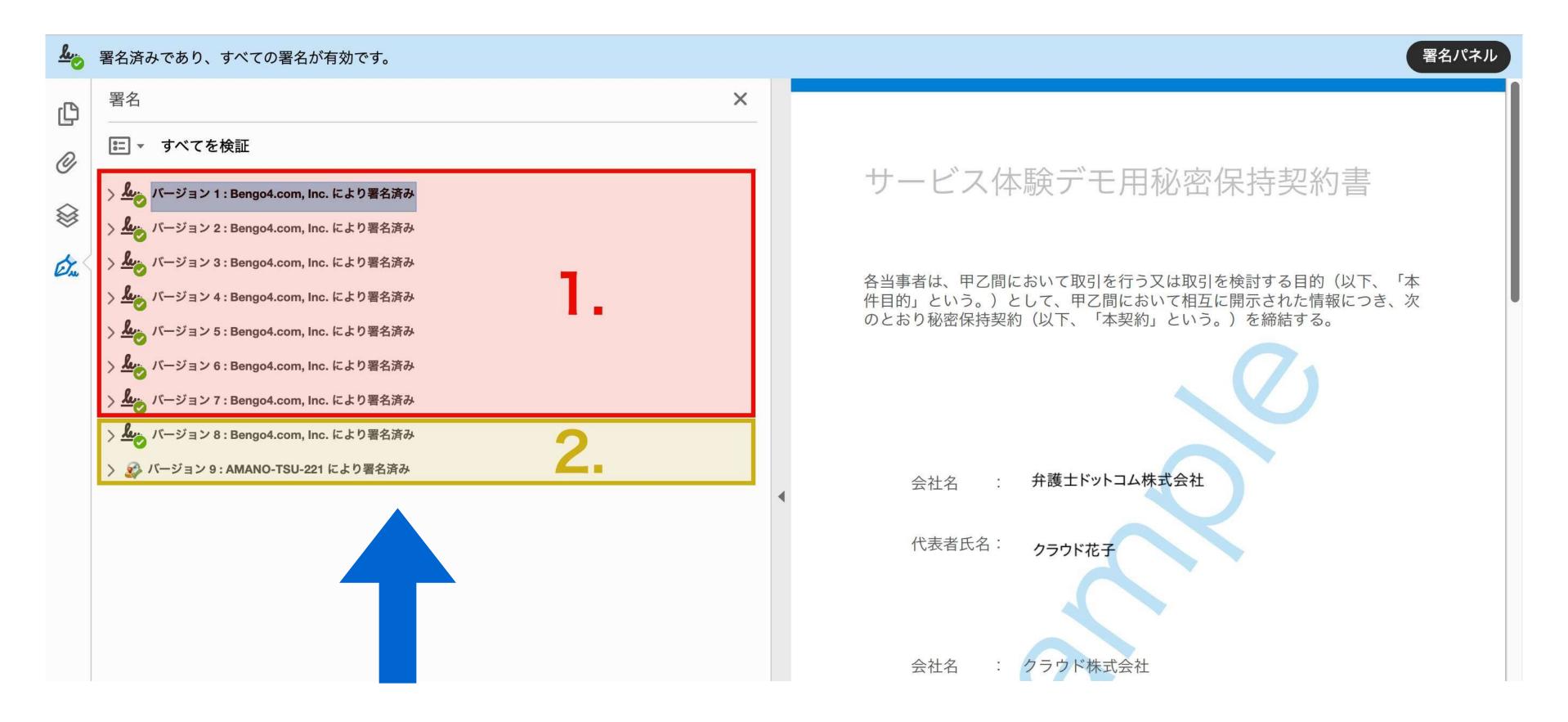
書類のファイルサイズが規定を超えたため、メールへの添付ができませんでした。

2019/08/01 (木) 16:00までに下のボタンよりダウンロードをしてください。

書類をダウンロードする
(URL有効期限 2019/08/01 (木) 16:00)

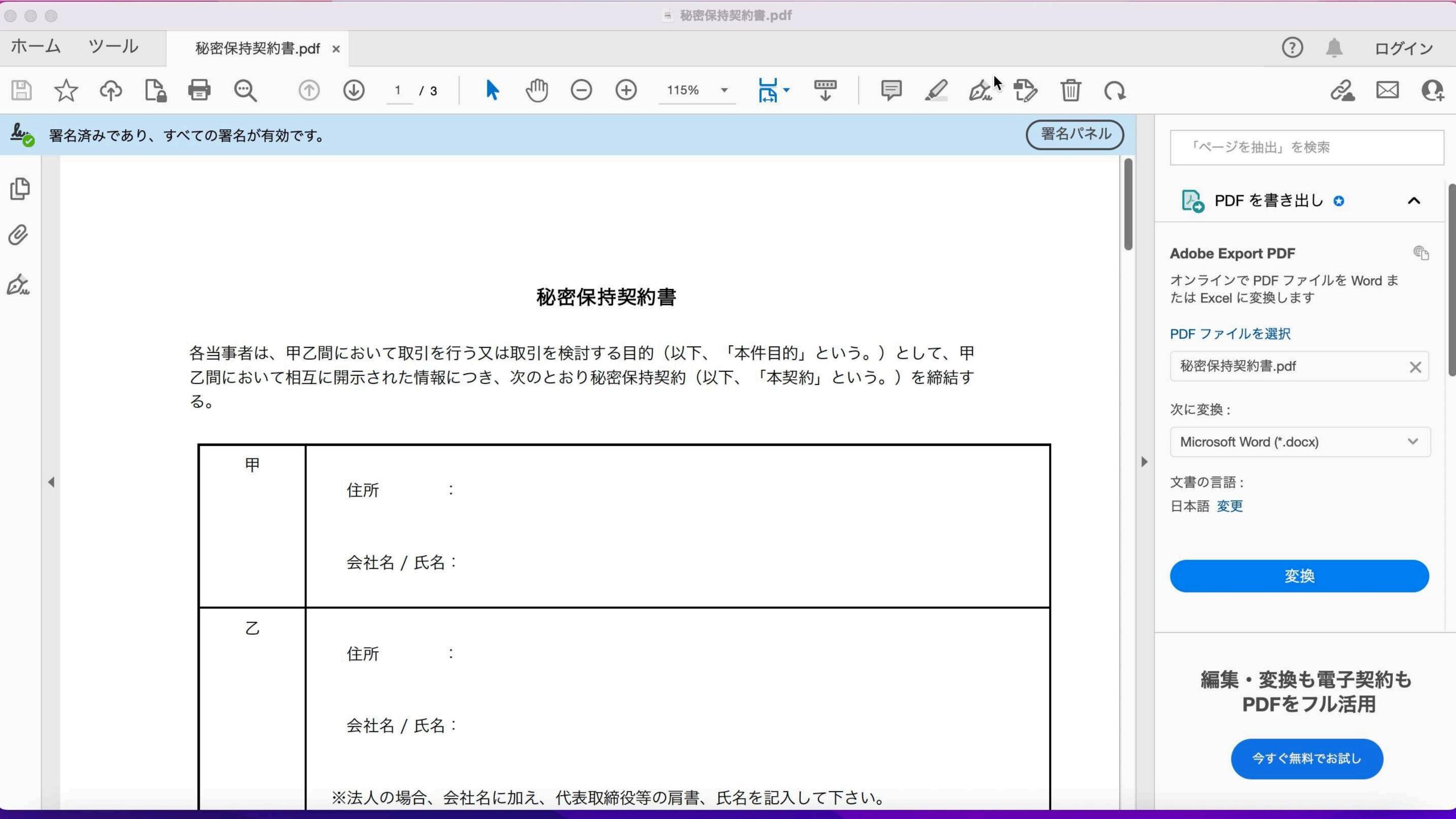
契約書のPDFには電子署名が施されています

Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開き、署名パネルで電子署名・タイムスタンプが確認できます



- 1.電子署名(赤の枠線部分)
- 2.タイムスタンプ (黄色の枠線部分)

詳細な確認方法はこちら >> https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919-電子署名とタイムスタンプを確認する





締結済みの契約書はクラウドサイン上にも自動保管 書類の検索や社内共有がいつでも・どこでも行うことができます。 またこちらから**合意締結証明書のダウンロード**ができます。





締結後の契約書をクラウド上に保存できる

クラウドサイン フリープラン (無料版)



クラウドサインについて >

機能とセキュリティ~

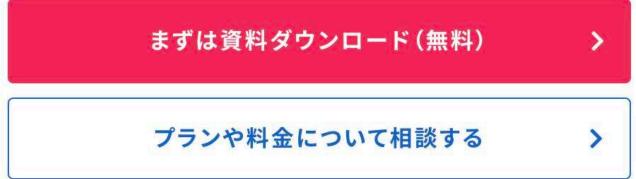
金 導入事

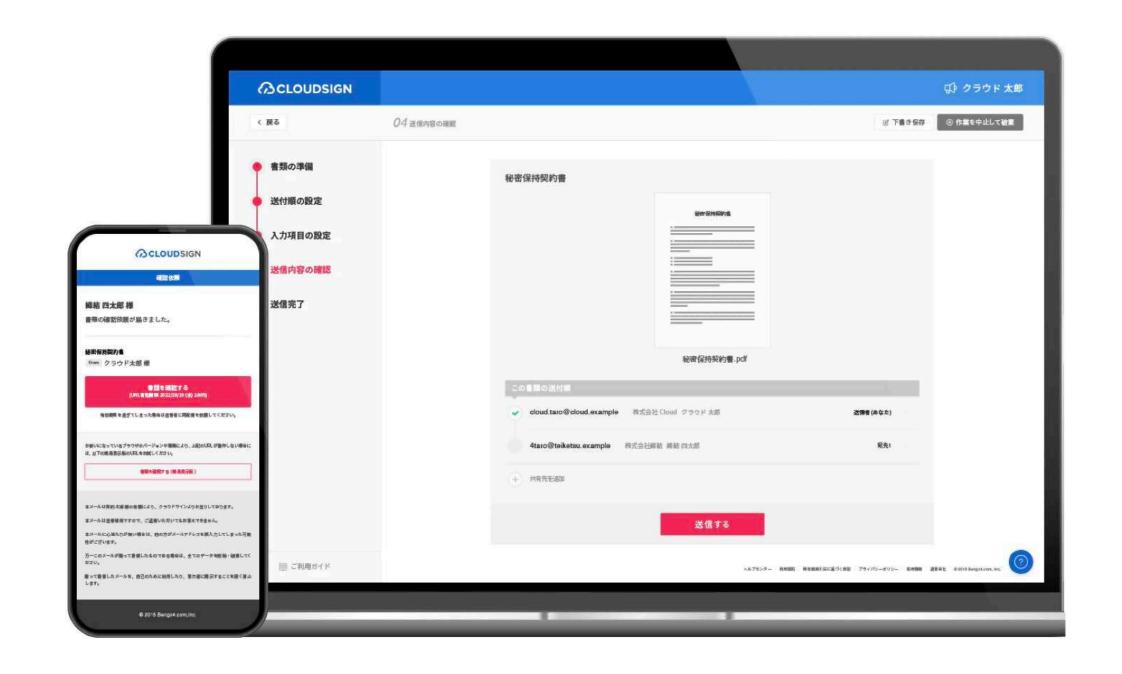
お役立ち情報~



サービス導入率No.1 電子契約はクラウドサイン







フリープランはクラウドサインTOPページからご登録可能です



よくある質問

Strictly Confidential © Bengo4.com, inc. 2022



事業者側もクラウドサインとの契約が 必要ですか?

不要です

アカウント作成は不要です。 費用もかかりません。





インストールなどの 事前準備が必要ですか?

不要です

インターネットを利用して締結をします。

推奨環境: Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge

※Internet Explorerは非推奨です





インターネット環境に つながっていなくても 電子署名は確認できますか?

できません

電子署名を確認する際はインターネット接続環境でお願いします





締結後の書類は どう保管すればいいですか?

PDFファイルが原本となります。 PDFファイルを可読性・検索性を担保できる場所で保管してください

■ 電子帳簿保存法に対応した保存方法の詳細はこちら

<u>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348-クラウドサイン受信時の書類の保存に関して-電子帳簿保存法改正への対応</u>





PDFの契約書の編集は可能ですか?

ファイル名の変更は可能ですが、 マーカーを含め内容を編集すると 電子署名は無効となります。



困ったときはこちらまで

ヘルプセンター (https://help.cloudsign.jp/ja/)

フリーの検索ワードでQ&Aを検索できます



チャットサポート

対応時間:平日10:00~18:00



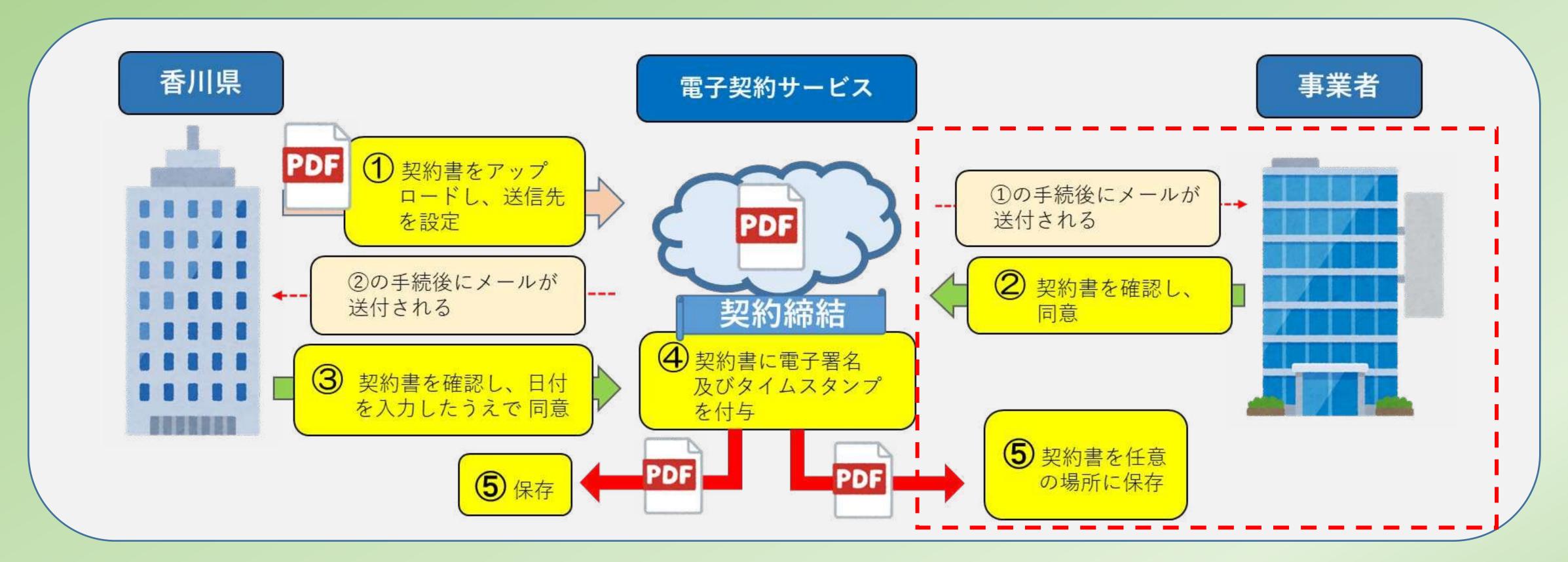
機能・操作などに関する質問は、香川県に問い合わせるのではなく クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご覧ください



香川県からのお知らせ

Strictly Confidential © Bengo4.com, inc. 2022

契約締結までの流れ



- ▶香川県が契約書をクラウドサイン(電子契約サービス)にアップロードした後、事業者の方にクラウドサインからメールが届きますので、メールに記載された内容に沿って契約書をご確認ください。
- ▶事業者の方は、クラウドサインからのメールが届いたら契約内容を確認し、5日(土曜日、日曜日、 祝日、年末年始を除く。)以内に同意手続を行ってください。
- ▶契約締結後、契約書はクラウドサインからメールで送られますので、任意の場所に保存してください。

電子契約サービスの利用(1)

| 入札公告※ | 入札 | 落札者の | 契約締結 | **※指名競争入札の場合は指名通知** | 決定・通知 | **施意契約の場合は公募又は見積依頼など**

- ◇電子契約サービスの利用の可否について
 - ▶電子契約サービスの利用が可能な案件は、次のとおり公告や見積依頼等にその旨を記載します。

【例】

入札公告(物品)〇(〇)第〇号

•

電子契約の可否可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札 システム又は電子メールにより提出すること。

•

電子契約サービスの利用②

入札公告

入札※

落札者の

決定・通知_

契約締結

※随意契約の場合は見積書の提出など

- ◇「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について①
 - ▶電子契約サービスを利用した契約を希望する場合、「電子契約 同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。
 - ▶メールアドレスの取得は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」により行います。本書によらず、電話やメールで連絡することはできません。
 - ▶「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、入札書提出時 又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにて提出 してください。
 - ▶電子契約サービスの利用の確認は案件ごとに行いますので、 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は案件ごとに提出 してください。

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス		
氏名	役職	

【担当者】※担当者が不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、入札書又は見積書を提出する際に、本書を、電子入札システム又は 電子メールにてWord形式のまま提出してください。
- ・担当者→最終確認者の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
- 契約締結を円滑に進められるよう、本書は入札書又は見積書提出時のご提出をお願いしておりますが、本格人者のもののみ有効として取り扱いますのでご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の対 定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に対 禁むるものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申 出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。 ①電磁的機器の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

電子契約サービスの利用(3)

入札公告

入札※

落札者の

決定・通知

契約締結

※随意契約の場合は見積書の提出など

- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について②
 - ▶本書は、県出納局のホームページにも様式は掲載しますが、 公告など案件ごとに掲載する予定です。
 - ▶本書には、担当者及び最終確認者2名の「メールアドレス」 「役職」を記載してください。なお、担当者を設けて いないなど不在の場合は、最終確認者1名を記載してください。
 - ▶クラウドサインから契約書の確認依頼メールは、担当者→ 最終確認者の順に届きます。

香川県知事

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意し ます。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名	(業務名、	工事名等)
-	200000000000	55 55 61(5)

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス	
氏名	役職

【担当者】※担当者が不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

- 電子メールにてWord形式のまま提出してください。
- 担当者→最終確認者の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
- **落札者のもののみ有効として取り扱います**のでご子承ください。

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PBF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事 者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を 付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

今後のスケジュール(1)

		R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4~
	説明会							
_	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	10/30開催	11/8開催					
	試行(電子契約 の操作体験)		11月中旬~	12月上旬に実施	施			
_	————— 運用開始							

◇試行について

- ▶クラウドサインを利用して、県との電子契約の操作を体験することができます。(県出納局が模擬契約の相手方となります。)
- ▶試行を行うには、インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境が必要です。
- ▶試行は11月中旬から実施する予定です。実施方法等は県HPで改めてお知らせします。

今後のスケジュール②

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4~
説明会	10/30開催	11/8開催					
試行(電子契約 の操作体験)		11月中旬~	12月上旬に実活	拖			
運用開始							

◇運用開始以降の取組みについて

- ▶電子契約サービスの利用は、令和6年1月1日以降に公告・見積依頼などを行う案件から開始します。
- ▶電子契約の導入を円滑に行うため、令和6年1月から3月の間は一部の案件を対象に実施します。

建設工事等に係る電子契約の対象範囲拡大について

建設工事等に係る電子契約の対象範囲は次のとおりとします

令和6年4月から変更

令和6年1月~3月

• 建設工事

- 設計金額 5,000万円超の当初契約
- ・工事関係委託業務 設計金額 500万円超の当初契約



令和6年4月~(当面)

• 建設工事

- 設計金額 3,000万円超の当初契約
- ・工事関係委託業務 設計金額 500万円超の当初契約

■ 建設工事等に係る電子契約の対象について(補足)

- 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載します。
- 変更契約は原則として電子契約の対象外とします。
- 上記対象範囲に関わらず、電子契約の可否を定める場合があります。
- 電子契約を希望しない場合は、書面契約も可能です。
- 契約関係書類が期限までに提出されない場合は、書面契約をお願いすることがあります。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が無い場合は、書面契約となります。

事業者側の電子契約までの流れ

準備等

• インターネット環境、契約内容確認者のメールアドレス準備

入札時

•「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を添付して入札

【一部変更】

委託業務の指名競争入札では、添付 資料欄が表示されないため、発注者 が指示する方法により提出とします。

落札決定後

- (必要な場合)契約保証の準備、建設リサイクル法に基づく書類の作成・県の確認
- 契約関係書類を指定された期日までに県に提出

電子手続

• 県の手続き後クラウドサインからメールが届くので、記載された内容に沿って契約書の確認・同意

契約成立

• 県の確認・同意後 契約締結完了となり、電子署名が付与された契約書(PDF)がメールで届く

建設工事等に係る電子契約の注意点等

【一部変更】

委託業務の指名競争入札では、添付 資料欄が表示されないため、発注者 が指示する方法により提出とします。

- ・電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」をWord形式で電子入札システムでの入札時等に添付してください。この同意書は、案件ごとに添付してください。
- ・落札決定後に県担当者と工期等について打合せのうえ、契約関係書類を作成してください。
- ・契約関係書類は、契約担当課の指定する方法で、指定された期日までに提出してください。 (提出書類の確認後、県が契約書を作成し、決裁後にPDF形式で電子契約サービスにアップロードします。)
- ・クラウドサインからメールが届きますので、メールに記載された内容に沿って契約書を確認のうえ、問題がなければ同意してください。(内容に問題があれば、県の担当者にご連絡ください。)
- ・最後に県が確認し同意した時点で契約確定となるため、この同意前に県側で契約日を入力します。
- ・確認者の同意した日時はタイムスタンプとして各段階で記録されます。最終確認日が契約日となり、 遡りなどはできませんので、契約予定日までに電子契約手続きを完了する必要があります。

電子契約に関するQ&A及び追加情報については、ホームページに掲載しますのでご確認ください。

よくある質問

質問	回答
土木部以外が発注する工事等も電子契約の対象となりますか。	対象となります。電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨記載しますのでご確認ください。
入札時に電子契約同意書兼メールアドレス確認 書の添付を忘れたら電子契約できませんか。	落札決定後、電子メールで提出することも可能です。 詳細は公告等に添付の提出方法をご確認ください。
電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記載する確認者は2名ですか。	1名以上です。1名の場合は最終確認者欄に記載してください。3名以上の場合は、担当者の欄を追加してご利用ください。
担当者と最終確認者が同じメールアドレスを使用することはできますか。	メールアドレスを重複して使用することはできません。 別のメールアドレスをご用意ください。
電子契約同意書兼メールアドレス確認書の担 当者は案件により変更可能ですか。	案件ごとに提出いただきますので、その都度、担当者やメールアドレスが異なっても構いません。
契約に必要な提出書類は、どのように提出するようになりますか。	電子契約サービスでは書類を提出することはできませんので、
電子契約を選択した場合、契約保証も電子保証とする必要がありますか。	電子保証でなくても構いません。



質疑応答

質問がございましたら、画面下部の「Q&A」ボタンからお願いします Zoomからいただいた質問の回答は後日香川県HPにて公開いたします







本日はありがとうございました